

石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月17日

石狩市長 加藤龍幸

石狩市規則第40号

石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成8年規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(葬祭補償の額) 第8条 条例第20条に規定する規則で定める金額は、 <u>305,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第8条 条例第20条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第8条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（平成8年条例第14号）第20条に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の石狩市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第8条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第8条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。